

# 申込み先: (株)東日ツーリスト (東京都知事登録旅行業2-2950号) 板橋区四葉2-5-11 TEL5967-7840

## 定員: 45名 (最少催行人員35名) ※定員を超えた場合は抽選となります。

(株)東日ツーリスト国内受注型企画旅行 旅行条件書 ※お申込みいただく前にお読みください。

### ①受注型企画旅行契約

この旅行は、(株)東日ツーリストが(以下「当社」といいます。)が旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けるサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)と締結することになります。

### ②取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には規定の取消料をいただきます。

※日帰り旅行にかかわる取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除 無連絡不参加
	11日目に あたる日まで	10日目以降8日目に あたる日まで	7日目以降2日目に あたる日まで			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

### ③当社の責任

1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様に被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

[1]天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止

[2]運送機関等の事故、火災により発生する損害

[3]運送機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

[4]官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

[5]自由行動中の事故

[6]食中毒

[7]盗難

[8]運送機関の遅延・不通・スケジュールの変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害賠償通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお客様あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

### ④特別補償

1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然か急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1受注型お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

2)お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等ほか、受注型企画旅行に含まれない場合であるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

3)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支取機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている保障対象外品については損害補償金を支払いません。

4)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

### ⑤個人情報の取り扱いについて

当社はお申込みの受け付けに際し、お客様から個人情報を、お客様よりご提供いただきます。ご提供いただきましたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号など)について、お客様とご連絡に利用させていただきます。

※さらに詳しい旅行条件書は、お申込みいただきましたお客様へ後日、送付いたします。又、ご不明な点はお尋ねください。